

施行

公布日及び平成  
二八年十月一日

平成二九年四月一日

都道府県（児童相談所）

児童相談所運営指針

（主な改正事項）

- 児童の福祉を保障するための原理の明確化
- 家庭と同様の環境における養育の推進
- 国・都道府県・市区町村の役割・責務の明確化
- 通所・在宅指導措置の明確化
- 弁護士配置又はこれに準ずる措置

→ 平成28年9月29日付けで形式的な改正

児童相談所運営指針

（主な改正事項）

- 児童相談所から市区町村への事案送致
- 子育て世代包括支援センターの法定化
- 市区町村における支援拠点の整備
- 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）の研修義務化  
→児童福祉司等の義務化された研修の骨子案を作成済
- 里親支援業務及び養子縁組支援業務の追加

→ 平成29年3月末までに、上記改正事項を含め指針全体の内容を抜本的に改正

市区町村

市区町村児童家庭相談援助指針

（主な改正事項）

- 児童の福祉を保障するための原理の明確化
- 家庭と同様の環境における養育の推進
- 国・都道府県・市区町村の役割・責務の明確化
- 通所・在宅指導措置の明確化
- 支援を要する妊婦等に関する情報提供

→ 平成28年10月31日付けで形式的な改正

市区町村児童家庭相談援助指針

（主な改正事項）

- 児童相談所から市区町村への事案送致
- 子育て世代包括支援センターの法定化
- 市区町村における支援拠点の整備  
→「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）を作成済
- 要保護児童対策調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け  
→要保護児童対策調整機関専門職の義務化された研修の骨子案を作成済（☆）

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

（主な改正事項）

- 要保護児童対策調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け →（☆）のとおり

→ 平成29年3月末までに、上記改正事項を含め指針全体の内容を抜本的に改正

子ども虐待対応の手引き

○児童相談所運営指針及び市区町村児童家庭相談援助指針等の改正内容を踏まえ、平成29年夏頃までに抜本的に改正